

事務連絡
令和4年4月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

令和4年1月以降の新型コロナウイルス感染症患者在自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年夏の感染拡大における新型コロナウイルス感染症患者在自宅での死亡事例については、「新型コロナウイルス感染症患者在自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について」（令和4年1月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）によりお知らせしたところですが、今般、令和4年1月から3月までに亡くなった事例やこうした事例に対する各都道府県の取組について、御報告いただいたものを下記のとおり取りまとめました。

「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」（令和4年3月18日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか事務連絡）等により、自宅療養者が急増しても健康観察・診療が実施できる体制の確保について連絡しているところですが、貴職におかれては、引き続き、新型コロナウイルス感染症患者在安心して自宅療養を行うことができるよう、下記の内容について取組の参考としていただくようお願いいたします。

記

1 各都道府県から報告のあった死亡事例について

- 令和4年1月から3月までの新型コロナウイルス感染症患者在自宅で死亡事例については、特に、
 - ・ 家族や親族等に自宅で倒れているところを発見される事例
 - ・ コロナ以外の要因で死亡し、死後に陽性が判明する事例
 - ・ 陽性が判明したが、本人や家族の意思により自宅療養を希望する事例等が確認される一方で、
 - ・ 自宅療養中に急速に重症化して死亡する事例

- ・入院調整や宿泊療養の対象となるも、直後に死亡する事例等も引き続き確認された。

- また、健康観察に当たっては、
 - ・本人や家族に電話するも応答せず、患者の状態の確認が翌日や数日後になる事例
 - ・自宅訪問するも応答なく、警察署に協力依頼を行う事例も確認された。
- 外来受診や検査に関しては、
 - ・本人の意思により医療機関での受診や検査を希望しない事例
 - ・デイサービスで陽性者が発生したことから検査を受け、陽性が判明した直後に死亡する事例
 - ・コロナの症状を既存の持病の症状と思い医療期間を受診せず、数日後に死亡した事例等があった。

2 自宅で死亡された事例を踏まえた取組事例について

(1) 健康観察の重点化

- 陽性判明後、保健所からの連絡が来るまでの時間を短縮するため、当日届出があった患者の携帯電話あてにショートメッセージで夜間等の緊急時連絡先等を知らせるようにした。また、固定電話のみの患者への連絡を優先するようにした。
- 保健所から電話連絡を取る方を、重症化リスクの高い方に重点化するため対象者を限定した。1月下旬からは40歳未満で基礎疾患等のない、ワクチン2回接種済みの方以外、2月上旬からは50歳未満で基礎疾患等の無い方以外の方に注力することとした。
- 患者の年齢、症状や既往症等を鑑み、疫学調査の優先順位を見直した。比較的症状が軽い患者や若年層に関しては従来の疫学調査ではなく、SMSを活用した疫学調査を実施し、感染者への対応の迅速化を図った。また、従来通りの疫学調査が必要な感染者についても、細分化することで、リスクの高い感染者への対応の迅速化を図った。

【参考】健康観察に関する事務連絡

- ・「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の「2. 健康観察について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895948.pdf>

- (2) 速やかな入院調整の必要性判断のために重要な発生届の記載事項の記載の徹底
- 発生届上の酸素飽和度の数値や重症度、入院の必要性の有無について、速やかな入院調整の必要性を判断するに当たって重要な事項であることから、医療機関に対して発生届の記載の徹底を依頼した。

【参考】発生届に関する事務連絡

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項に基づく届出の徹底について」（令和 3 年 12 月 17 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000868814.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和 4 年 2 月 9 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の「1. 発生届について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895948.pdf>

(3) 外部委託による休日対応

- 自宅療養者と 2 日間連絡が取れなかった場合、平日のみ消防局職員の協力により自宅を訪問することとしていたが、土日についても、別事業で委託している業者に訪問の協力を依頼することとし、毎日訪問できる体制に改めた。

(4) 看取りの対応

- コロナに感染する前から基礎疾患のため終末期で、家族が自宅での看取りを希望した場合には、在宅医、訪問介護と連携し、自宅看取りの対応を行った。

以上